

「物資購入票」は、所属所の共済組合事務担当課で交付されます。

(A)

物資購入票 <small>所属所はこの欄(1枚目)を証明し、4枚とも組合員に交付してください。</small>		
購入申込者 <small>太字内を記入ください</small>	所 属 所 共済市 組合員証記号・番号 67-1234 (ふりがな) (きょうさいたろう) 組合員氏名 共済太郎	
	<small>所属部課署名 電話番号</small> 福祉課 (0985)24-5463	
<small>次のいずれかに該当する場合は利用資格がありません。</small> <ol style="list-style-type: none"> 1 当月末立替金残高の合計が300万円を超える場合 2 納料の差押さえ又は仮差押さえを受けている場合 3 破産の申立てを受けた者又は破産宣告を受けた者 4 納料又は取扱手当等から償還が困難である場合 5 貸付事業と物資事業の毎月の償還額の合計が給料の額の100分の30を超える場合 		
<small>上記の購入申込者は利用資格があることを証明します。</small> <small>なお今回の利用限度額は 3000000 円です。</small> <small>交付日 平成 18 年 12 月 5 日 所属所長名</small>		
【組合員記入欄】 <p>「購入商品」および「償還方法」の欄を全て記入してください。訂正する場合は、組合員の訂正印が必要です。</p>		
購入商品 償還方法	商 品 名 ワゴン 販売店名 共済自動車販売株式会社 担当者又は取扱者名 宮崎花子 立替金額 2500000 円	共済組合使用欄 <small>購入番号</small> <small>上記、「利用限度額」の範囲内の金額を記入してください。</small>
	償還の種類 (1つ選択) <input type="checkbox"/> 每月均等償還 <input type="checkbox"/> 納料一括償還 (注2) <input type="checkbox"/> 每月+期末手当3倍額 <input checked="" type="checkbox"/> 每月+期末手当5倍額 <input type="checkbox"/> 期末手当一括償還 (注3)	
	償 還 月 数 (注1) <small>10 月</small> <small>10 月</small> <small>203 月</small> <small>205 月</small> <small>40 月</small>	
	<small>(注1) 1月あたり償還額は2千円以上とし、最大84月まで指定することができます。なお、端数は最終回で調整します。</small> <small>●記入いただいた償還月数により算定した1回あたりの償還額が2千円未満となる場合は、2千円を超える最近の償還月数に書きかえさせていただきます。</small> <small>●貸付事業と物資事業の毎月の償還額の合計が給料の額の100分の30を超えるような償還方法を選択することはできません。</small> <small>●5万円未満は毎月均等か一括償還のみとなります。</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 未償還額を今回の立替金額に統合する <input type="checkbox"/> 統合しない	
	<small>本購入票のとおり、宮崎県市町村職員共済組合物資購買規程に基づき購入を申し込みます。なお、退職したときは未償還額をただちに返済し、退職手当等の支給を受ける際は未償還額相当額の受領を共済組合に委託します。</small>	
	<small>利用年月日 平成 18 年 12 月 10 日</small> <small>組合員氏名 共済太郎</small>	
<small>所属所長証明印のないもの及び交付日から40日間を経過したものは無効です。</small> <small>物資購入票のお問い合わせ ●宮崎県市町村職員共済組合福祉課 TEL 0985-24-5463(直通) FAX 0985-24-5715</small>		

【組合員記入欄】自動車購入、住宅関連設備購入、電気製品購入又は歯科治療費利用の場合に、これらの利用の未償還残高がある場合、新たな立替金額と統合できます。なお、歯科治療費用については歯科治療費用の未償還残高のみとの統合となります。(自動車購入、住宅関連設備購入又は電気製品購入の新たな立替金額と歯科治療費用の未償還額との統合はできません。)

【組合員記入欄】
 組合員の自署でお願いします。印鑑は認め印で結構です。2枚目にも押印ください。
 自動車購入で納車後の立替金支払いを希望する場合は納車日程に合わせて購入票の交付を受け、指定店に提出するようにしてください。(通常購入票の提出後、毎月5日までに指定店から請求があれば当月25日に共済組合から指定店へ代金を払い込みます。)

●「物資購入票」の提出先●
必要事項を記入の上、4枚複写のうち4枚目「組合員控」のみ保管し、他3枚を指定店へ提出してください。